

学校法人神奈川映像学園日本映画大学第3期中期目標・中期計画

令和8（2026）年4月1日～令和13（2031）年3月31日

（1）はじめに

本学の歴史は、昭和50（1975）年4月、今村昌平が「既設のレールを走りたくない若者たち、常識の管理に甘んじたくない若者たちよ集まれ」と呼びかけて横浜に開校した「横浜放送映画専門学院」に始まり、昭和61（1986）年に川崎の現在の地に移り、専門学校「日本映画学校」に改組・発展し、平成23（2011）年に日本映画大学（以下、「本学」という。）は開学した。

どのように社会が変化しようとも、急速な技術革新が起きようとも、変化に柔軟に適応できる人材、変化を恐れず未踏の地に踏み込む勇気を持った人材の育成の礎となるのが、本学の前身である日本映画学校の創立者、映画監督・今村昌平が掲げた人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する教育理念である。この理念は脈々と受け継がれ、本学は2025年で創立50周年を迎えた。50年という歳月で培われた「人間重視」の考え方を常に基本とし、映画を通して人間と社会の多様性を知り、映像を用いて今日の社会の課題に迫る教育プログラムによって、創造的な知性と他者に対する柔軟な想像力を備えた人材を育成することを目標としている。映画・映像教育を通して日本の映画・映像文化をひろく世界に発信する一方、世界の映画人と協働して国や人種を超えた文化・娯楽としての映画制作に先陣を切って乗り出すことができる人材を輩出する先鋭化した特色ある大学となるため、本学園の中期目標の理念（目指すところ）を前文「大学の基本的な目標」として定め、この目標を達成するために「大学の教育研究の質の向上に関する事項」「法人の経営に関する事項」「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項」「その他業務運営に関する重要目標に関する事項」の項目からなる中期目標を定め、中期目標を達成するために取るべき措置である中期計画を定めた。

（2）中期目標の理念（目指すところ）について

科学技術の急速な発展とそれにとまなう産業構造の変化は、映画や映像をめぐる環境も例外ではなく、映画産業全分野のデジタル化と高速通信の実現により、映画館での鑑賞から配信による個人的な視聴、さらには世界基準の配信プラットフォームの出現など、グローバル化による映画文化と産業の多様化を伴う激変は、学校法人を取り巻く環境にもかつてない大きな影響を及ぼしている。また、誰もが日常的に映像を生産し消費する現在において、映像と人間との関係を改めて思考し、人類の文化に資する活用方法を探究する映像リテラシーの重要性はかつてなく求められている。さらに、2024年の日本人の出生数は初めて70万人を下回り約69万人にとどまり、少子化が急速に進んでおり歯止めがかからない状況にある。さらに、大学進学者数の2021年は62.7万人、2035年には59.0万人、2040年には2021年に比べ約27%減の46万人と大学進学者数が激減し、2025年度の入学者が定員割れ

した4年制大学の私立大学は53.2%にあたる316校となっている（日本私立学校振興・共済事業団調査）。

令和7（2025）年4月にガバナンス改革を主目的として、私立学校法が改正、施行され、実効性の高いガバナンス改革に取り組むことが求められており、日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞のもとで中期目標・中期計画を立てるとともに内部統制システムの構築を進め自律的な法人運営を行い、2040年を見据えて社会の変化や諸課題に対応した諸施策に取り組むこととしている。

このような課題認識の下、映画・映像業界で進む絶え間ない変化に的確にこたえるため、50年培ってきた本学の映像リテラシーに時代の新しい考え方や価値観、さらには技術と機材革新によって生まれる新たな専門知識や技能を取り入れることによって、社会変化に適応できる専門性・柔軟性と、建学の精神に掲げる「自由な精神、未踏の地に踏み込む勇氣」をもって行動できる人材の育成に向かう大学の特性をさらに強化していく。

このたび、令和8（2026）年度から第3期中期目標・中期計画を策定し、スタートさせる。学園を取り巻く環境の変化や直面する諸課題及び第2期中期目標・中期計画の成果と課題を踏まえ、令和8（2026）年度以降も引き続き実施が必要となるものは、これを維持し、本学園の目標として方向性や実行計画を示し、さらなる実現に向けた諸活動を強化し、学園の持続的な発展・充実の基盤となる学園運営を実現していく。

映画を専門とする日本で唯一の大学である日本映画大学は、建学の精神のもと、時代や環境の変化に応じて、自らの個性や強みを活かして、映画、映像分野における大学教育・研究をけん引し、日本における映画制作の次代を担う人材を輩出する特色ある大学づくりに取り組む。

（前文）大学の基本的な目標

○映画作りを世界に発信する日本唯一の映画大学

日本唯一の映画専門の大学として設立された伝統と蓄積を活かし、本学の特性をさらに高め、映画を通して人間と社会の多様性を知り、映像を用いて今日の社会課題に迫る独自の教育プログラムによって、創造的な知性と他者に対する柔軟な想像力を備えた映画業界の未来を担う人材の育成を推し進める。

映画専門の大学である本学は、教育研究の機能をこれまで以上に強化しながら、映画における新たな可能性を切り開くとともに、本学の映画作りを世界に向けて発信し、社会の要請に応える。社会の様々な分野に資する映画の可能性を踏まえ、大学の教育研究体制を十分に活かしながら、きめ細かな教育を推進するとともに、映画業界との交流等を通じて、学生の可能性を伸ばし、映画業界に創造的な活力をもたらす次代を担う人材を育成することを目標とする。本学自らの個性や強みを活かして、特色ある大学として先鋭化するため、「大学の教育研究の質の向上に関する事項」「法人の経営に関する事項」「自己点検・評価及び当該

状況に係る情報の提供に関する事項」「その他業務運営に関する重要目標に関する事項」の項目からなる中期目標を定め、中期目標を達成するために取るべき措置である中期計画を定めた。

学校法人神奈川映像学園日本映画大学第3期中期目標・中期計画

I 大学の教育研究の質の向上に関する事項

(1)教育に関する目標・計画（計画を●で示す。以下同じ）

①人材育成及び教育内容

I-1-1-1 共創と課題解決という基本的な学修の枠組みを身に付けさせるとともに、映画の創作と映像をめぐる多様な知を習得できる学修機会を促すカリキュラムを充実し、知識と技能、思考と表現の往還を踏まえ、座学と実習との有機的かつ効果的な連動により、映画に関わる様々な領域で活躍できる人材を育成する。

●実習と座学が有機的かつ効果的に連動する多様で実践的な教育を実施し、創造的な知性と他者に対する柔軟な想像力を養うカリキュラムの充実と内部質保証を実現する。

●映画・映像業界における新しいテクノロジー、考え方や社会動向の視点等を踏まえ、教育内容の充実を図る。

②教育の実施体制等

I-1-2-1 映画業界で必要とされる高い専門性と実践的・創造的な能力を兼ね備えた高度専門職業人を養成するため、教育課程、入学者選抜の改善に取り組む。

●3つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に基づき多様な実践教育を体系的・横断的に実施し、学生の幅広い表現力、思考力を養うカリキュラム構築と内部質保証を実現する。

●教育課程の妥当性について、授業評価等学生調査から自己点検・評価を実施するとともに、SD・FDによる教育改善に取り組む。

●学修者の視点に立った教育と学生が自身の学修を主体的に進める体制・環境を整備するとともに、映画業界で必要とされる高い専門性と実践的・創造的な能力を兼ね備えた高度専門職業人を養成する教育体系を強化する。

③学生への支援

I-1-3-1 部署間の連携強化により、入学者選抜、学修成果、就職などの入学から卒業まで一貫通型の学生支援を強化する。

●映画・映像業界への人材の供給を強化し、映画・映像に関係する業種でも活躍できるようキャリアサポートセンターの支援体制を充実させるとともに、きめ細かな学習支援、生活支援等を強化する。

●外国人留学生が日本国内の映画・映像業界に就職できるよう、日本語能力を向上させる取組みを強化する。

④入学者選抜に関する目標

④入学者選抜に関する目標

I-1-4-1 アドミッション・ポリシーに基づき、映画制作分野の専門教育を受ける適性、能力、意欲等を多面的・総合的に評価し、優れた資質と強みを持ち映画業界を支える人材を確保するとともに、訴求力のある入試広報活動を実施する。

●映画制作分野において特に必要とされるコミュニケーション力、自己表現力などを持った人材を獲得するため、入学者選抜方法を検証する。

(2) 研究に関する目標・計画

①研究水準及び研究の成果等

I-2-1-1 研究活動を通じて映画文化の振興に寄与するとともに、研究成果の発信と地域社会への還元を努め、研究活動と連動した教育及び地域連携を推進する。

●映像教育や、映画研究と創作が融合する領域、映画を通じた社会教育の実践など、本学の特徴を活かした研究を推進し、時代の変化に依らず、継承・発展すべき領域に対して必要な資源を確保する。

(3) 社会連携・社会貢献に関する目標・計画

I-3-1 本学の人的資源及び研究成果の地域社会への還元を通じ、地域の発展に寄与する。

●本学が有する教育資源を活かし、映画業界への人材供給のみならず、本学の教育研究活動から派生するさまざまな研究成果、専門的知識および映画制作のノウハウを社会に還元し、映画文化の発展に貢献する。

I-3-2 大学と地域がともに成長することを目指し、映画の知識を用いて地域社会に対して大学の活動への理解を深める取組みを進め、地域コミュニティ等との連携を深める。

●研究成果の社会還元や地域コミュニティ等の諸活動への参画を通して、地域社会との連携を強化し、ネットワークの形成を図ることで地域の活性化に貢献する。

(4) 国際化に関する目標・計画

I-4-1 海外大学との国際交流を推進するとともに、学生の派遣、留学生の受入、教員や学生の国際的な映画制作に関する活動を支援する。

●国際交流センターを中心に海外交流協定校等と学生及び教職員の国際交流を行うとともに、海外の大学等との連携・交流の強化を図る。

II 法人の経営に関する事項

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標・計画

①組織運営の改善

II-1-1-1 社会や大学を取り巻く状況を踏まえながら大学運営上の課題に対応するため、改

正私学法に対応したガバナンス体制の機能強化により、理事長、学長のリーダーシップの下、柔軟で機動的な組織運営に努める。

●理事長を中心に理事会、評議員会、常勤理事会を定期的に開催し法人全体の一体的な運営を行うためにガバナンス体制の強化に努めるとともに、学長のリーダーシップにより、教育研究等の成果が最大化されるようマネジメントのための取組みの推進を図る。

②教育研究組織の見直し

II-1-2-1 大学に求められる役割や期待の変化を的確に把握し、大学の強み・特色を最大限に生かした効果的な教育研究を展開するため、大学設置基準改正に基づく教育研究実施組織体制を構築する。

●大学の強み・特色を活かした教育課程を展開するために、必要に応じて教育研究組織・人員体制の検証・見直しを行う。

③事務等の効率化・合理化

II-1-3-1 既存の業務の検証・改善、教育研究組織と事務局の効率的な連携を図り、効率的で安定的な法人運営を推進する。

●効率的、機動的な組織運営、教育研究のサポート機能の向上のため、デジタル技術の活用などによる効率化や組織・業務の見直しなどを推進し、より一層の事務の効率化・合理化を図る。

(2) 財務内容の改善の改善に関する目標・計画

①自己収入の確保

II-2-1-1 学園経営の発展・充実に向けた安定的な学納金収入を確保し、財務の安定化を図る。

●広報の充実、指定校などの重点的広報活動、訴求力のあるオープンキャンパスの実施等により入学定員・収容定員の充足維持を最優先に取組み、財務の安定化を図る。

II-2-1-2 外部研究資金や寄附金の獲得、資金運用など自己収入増加に向けた取組みを強化し、財政基盤の強化を図る。

●財務状況の分析や適切な予算管理により効率的かつ適正な予算執行を進める。

②経費の抑制

II-2-2-1 安定的な財政基盤を実現するため、学園運営にかかる業務の内容や収支の状況を点検精査し、効率的な経費の執行に努める。

●効率的、効果的かつ計画的な経費執行に努めるとともに、教職員の適正な配置や業務の見直し等により安定的な財務運営に努める。

③ 資産の運用管理の改善

II-2-3-1 保有資産、映画・映像等の資料の状況を把握し、適正に管理するとともに、その有効活用を図る。

●保有資産、映画・映像等の適正な管理と価値の発信に努める。

III 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項

(1) 評価の充実に関する目標

III-1-1 点検・評価活動に基づく PDCA サイクルの取組みを充実させ、大学全体の内部質保証の体制を確立させる。

●自己点検・評価、中期目標・中期計画、認証評価などの検証・評価活動に基づく PDCA サイクルを着実に実行し、全学的な内部質保証システムを活用し、教育・研究の質の向上、業務運営の改善に取り組む。

(2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

III-2-1 大学の教育研究、社会貢献（地域貢献）の成果や業務運営の状況等に関する情報を積極的に発信し、法人及び大学の社会的存在感及び信頼感を一層向上させる。

●大学の活動が伝わるように、教育研究を始めとする諸活動の情報を多様な媒体を活用して発信する。

IV その他業務運営に関する重要目標に関する事項

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標

IV-1-1 現有する施設設備を有効に活用するとともに、計画的な施設設備・維持保全を行い、施設の長寿命化を図り、安全・安心かつ良好な教育研究環境を確保する。

●将来を見据えた施設設備整備計画、修繕計画を策定し、それに基づき施設設備の老朽化対策、機能及び安全性の向上、アメニティの充実を中心とする計画的な修繕・更新を行い、長寿命化を図るとともに、施設の効率的稼働や更新時のデジタル化の推進や省エネルギー化等に配慮する。

(2) 安全管理に関する目標

VI-2-1 学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境を提供するため、安全衛生管理体制の改善に取り組む。

●大規模災害時の教育研究の維持・再開を視野に入れた危機管理体制を一層強化するため、業務継続の計画・管理体制について整備する。

●その他安全管理に関わる対策を整備する。

(3) 法令遵守等に関する目標

VI-3-1 法令を遵守し、適正な法人運営を行うため、ハラスメント、研究不正等の防止やコンプライアンス推進体制の強化の取組みを通じて、適正な教育研究活動を推進する。

●教職員に対するコンプライアンス教育の着実な実施を通じて、教職員の社会的規範の遵守徹底を図る。

VI-3-2 監事、内部監査室、会計監査人による監査が適正かつ有効に実施され、本法人の教育研究活動の向上と財政基盤の確立等に寄与し、適切な法人運営を実現する。

●学校法人のマネジメントを司る理事会に対するガバナンスと、実効性のある内部統制システムが構築されているか、また適切に機能しているかを見守るとともに、監査を実効性あるものにするために、監事、会計監査人、そして内部監査人の三者による監査、いわゆる「三様監査」体制を構築する。